

## 第15章 水防訓練

# 第15章 水 防 訓 練

郡山市は、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

## 水 防 訓 練 実 施 計 画

### 1 目的

水防は迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。依って出水時に備えた水防訓練により、水防意識の高揚及び水防活動に必要な知識と水防作業の実施指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることで、水防体制の充実強化を計る。

### 2 実施要領

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 水防演習名 | 情報伝達訓練  |
| (2) 実施時期  | 水防月間中   |
| (3) 場 所   | 郡山市役所地内 |